

寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）とは…

地方団体に行った寄附（ふるさと納税）について一定の条件を満たす場合、寄附者の申請に基づいて、寄附先の地方団体が住民税の賦課期日（翌年の1月1日）現在お住まいの市区町村へ寄附情報の通知を行うことで、所得税の確定申告をすることなく、翌年度の住民税から所定の税額控除を受けられる制度です。

【対象となる方】

- ・確定申告をする必要のない給与所得者等である方
- ・1年間の寄附先が5団体以下である方

条件を満たさない場合は、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金の申告が必要です。

平成28年（2016年）以降、申請書に個人番号（マイナンバー）を記載していただくことになりました。番号確認および本人確認のため、申請書の提出時に、確認書類の提示あるいは写しの提出が必要です。

個人番号カード（マイナンバーの入った公的身分証明書）をお持ちですか？

はい → 下記①へ いいえ → 下記②へ

①個人番号カードを持っている場合

個人番号確認用
個人番号カードの裏面

本人確認用
個人番号カードの表面

②個人番号カードを持っていない場合

個人番号確認用（いずれか一つ）
・通知カード（マイナンバーを通知するカード）
・個人番号が記載された住民票の写し

本人確認用（下記確認書類A又はB）

身元確認書類A

顔写真・氏名・生年月日又は住所が記載されている官公署の発行した証（又はそれに類するもの）いずれか一つ
運転免許証、旅券（パスポート）、
身体障害者手帳など

身元確認書類B

身元確認書類Aの提出が困難な場合、下記書類のうちいずれか二つ（氏名と生年月日又は住所が記載されていること）
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など

裏面の記入例も
ご確認ください

記入例

(附則第二条の四關係)

令和 7 年寄附分

市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

「個人
條第5項」

ご住所、氏名、フリガナ、個人番号、電話番号、生年月日をご記入ください。

(注1) ください。
この内容をもとにお住まいの市區
町村に通知します。

該章附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村の場合は

個人を譲り受けたための番号の利用等に関する法律第2条

翌年の1月10日までに、申告特例自謹事項変更届出書

法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当するに該

国分寺市に寄附いただいた
日付と金額をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 7 年 ○ 月 ○ 日	100,000 円

2. 告白の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

6

所得税や住民税の申告義務がない場合、チェックしてください。

(1) 一般的に給与所得者で年末調整がお済みの方、及び年金所得者で年金収入が400万円以下の方で、そのほかの所得がない場合、申告義務はありません。

ご自身の申告義務についての詳細は管轄の税務署やお住まいの市区町村にご確認ください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月から12月31日の間に申告の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長が以下であります。目次をお読み下さい。

その年の地方団体への
寄附が5ヶ所以下の場合、
チェックしてください。

住 所	△△県△△市△△町○-○-○	受付日付印
氏 名	国分寺 太郎	殿

国分寺市に寄附いただいた方のご住所、氏名をご記入ください。

國公志

特例が受けられない場合

- ①所得税の確定申告義務がある場合、又は確定申告を提出した場合
 - ②住民税の申告書を提出した場合
 - ③寄附先の地方団体が5ヶ所を超える場合
 - ④この申請で届け出た住所の市区町村と賦課期日現在お住まいの市区町村が異なった場合